

従業員から役員になった場合の退職金計算の問題点【その1】〔Profession Journal No. 5 (2013年2月7日)に掲載〕

公認会計士・税理士 濱田 康宏

## 1 平成25年分から施行される改正内容と帰属時期の問題

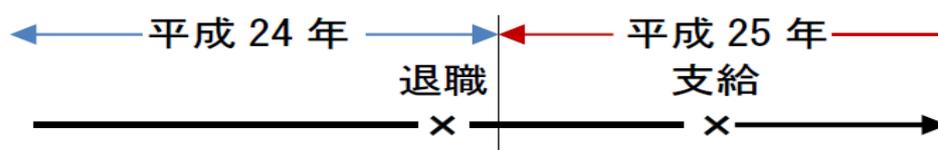
平成25年からは、退職金を支給する際に、勤続期間5年以下の役員に対する退職所得、つまり特定役員退職手当等に対する2分の1計算が廃止されます。

更に、これ以外にも、退職所得全般について、復興特別所得税計算が行われる必要があることと、住民税の10%徴収が開始することで、源泉徴収計算の方法が大きく変わることになります。

- ・勤続期間5年以下の役員への退職所得2分の1計算廃止（特定役員退職手当等）
- ・住民税の特別徴収が9%から10%に
- ・復興特別所得税の課税

よって、平成24年末近くに退職して、平成25年になって退職金支給が行われるという場合、これが平成24年分なのか、あるいは、平成25年分なのかにより、課税関係に大きな差異が生ずることになります。

つまり、退職所得の帰属時期の判定が実務上極めて重要となります。



ここでポイントになるのは、支給される退職金の性格が従業員と役員とで全く異なっているということです。

つまり、従業員の場合、退職金規程があれば退職の事実だけで債務が確定することになりますが、役員の場合は、株主総会や社員総会等による支給決議がなければ、債務が確定しません。

例えば、役員退職金規程が既にあるという理由で、取締役会で支給決議をしただけでは、法制上、会社に支給義務は生じません。株主総会で支給決議を行い、支給額を具体的に決めて初めて債務が確定することになりますので、平成25年1月になって株主総会で支給決議をして金額を決めたのであれば、退職金は、平成25年分となります。

## 2 従業員から役員になった場合の退職金支給方法は様々

従業員が役員になった場合の退職金の支給方法は様々ですが、大きく分けると、以下の2つです。

- 【1】 役員退任時に、従業員分と役員分をまとめて支給する
- 【2】 従業員退任時に従業員分を支給し、役員退任時に役員分を支給する

ただし、実際には、使用人兼務役員であった期間が存在するケースが多くなっており、上記のいずれにおいても、使用人と役員の兼務期間の取扱いを考慮しなくてはなりません。

## 3 役員退任時に、従業員分と役員分をまとめて支給する場合の計算（【1】）

上記2の【1】については、従業員分と役員分の区分計算をいかに行うかという問題があります。



例えば、従業員期間20年、役員期間4年で、そのうち兼務期間2年という場合、法人は、従業員分退職金の算定は20年を基礎にして行い、役員分の算定は4年を基礎にして行う、ということがあり得ます。この場合でも、退職所得控除額の計算では22年を基礎にするというのが、1つのポイントです。

そして、役員としての勤務期間が5年以下であることから、特定役員退職手当等の計算が必要になります。特定役員退職手当等については、それ以外の一般退職手当等とは異なり、2分の1計算ができません。

このように、一括して特定役員退職手当等と一般退職手当等が支払われる場合、退職所得の課税標準は、次のとおりとされています。

$$\left[ \begin{array}{c} \boxed{\text{特定役員退職手当等の収入金額}} \\ - \\ \boxed{\text{特定役員退職所得控除額}} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \boxed{\text{一般退職手当等の収入金額}} \\ - \\ \boxed{\text{退職所得控除額}} \\ - \\ \boxed{\text{特定役員退職所得控除額}} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

ここでは、先に特定役員退職手当等に基づく所得部分を計算することになることから、特定役員退職所得控除額の算定がスタートになります。

<b>特定役員退職所得控除額 = 40万円 × 特定役員勤続年数</b>
--------------------------------------

ただし、この場合、使用人兼務役員の期間が存在することになるため、この部分については、別途、調整計算が必要になります。簡単に言えば、特定役員退職所得控除額の部分とそれ以外の一般退職所得控除額の部分とで、控除額40万円を半分ずつ分け合う計算をすることになります。これを図示すると、次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{特定役員退職所得控除額} &= 40 \text{万円} \times \frac{(4 \text{年} - 2 \text{年})}{2} \\ &\quad \uparrow \\ &\quad \text{兼務期間を控除} \\ &+ \frac{20 \text{万円} \times 2 \text{年}}{2} \\ &\quad \uparrow \\ &\quad \text{兼務期間は 40 万円の } \frac{1}{2} \\ &= 120 \text{万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{一般分退職所得控除額} &= \frac{(40 \text{万円} \times 20 \text{年} + 70 \text{万円} \times 2 \text{年})}{2} \\ &\quad \uparrow \\ &\quad \text{従来通りの退職所得控除額の計算} \\ &\quad \text{22 年で計算している点に注意} \\ &- \frac{120 \text{万円}}{2} \\ &\quad \uparrow \\ &\quad \text{特定役員退職所得控除額を差引計算} \\ &= 940 \text{万円} - 120 \text{万円} = 820 \text{万円} \end{aligned}$$

ここで、仮に、退職金は総額1,000万円で、従業員分の計算で支給する一般退職手当等が

600万円とすれば、820万円のうち220万円が余ることになるため、特定役員退職所得控除額に流用することができます。

ただし、2分の1計算ができないことから、この場合の退職所得は、次のようになります。

$$\begin{aligned} & (400 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円} - 220 \text{ 万円}) + (600 \text{ 万円} - 600 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} \\ &= 60 \text{ 万円} + 0 \text{ 円} \times \frac{1}{2} \\ &= 60 \text{ 万円} \end{aligned}$$

今回は、上記【2】のパターンについて説明を行うこととします。